

公益財団法人 KNC広瀬財団 2026年度奨学生募集要項(大学生及び大学院生用)

趣旨・目的

本奨学事業は、学業・人物共に優れ、経済的支援を必要とする理系学生に対し奨学金を給付するものであり、それら学生の修学環境を支えることを通じて、有用な人材の育成及び科学技術の発展に寄与することを目的としております。

奨学金概要

1 種類

・給付型

※返済義務はありません。

※卒業後の進路に何ら制約を課すものではありません。

・他の奨学金との併給について

※併給可。他の団体の奨学金を受給または申請していても応募可能です。

ただし、他の団体側が併給可能かについてはご自身でご確認ください。

2 応募資格

- (1) 2026年4月時点において、当財団の指定する大学及び大学院(以下「指定校」という)在籍していること。
- (2) 指定校の推薦を受けられること
- (3) 学業・人物共に優秀なこと
- (4) 経済的支援を必要とすること
- (5) 反社会的勢力との関わりを有しないこと

3 在籍校・給付額

2026年4月時点の在籍校

大学	月額3.5万円(年額42万円)
大学院修士課程	月額4.5万円(年額54万円)
大学院博士課程	月額5.0万円(年額60万円)

4 新規採用予定人数

2026年度15名程度

5 給付対象期間

2026年4月～2027年3月(1年間)

6 給付期間延長手続き

給付期間を最長1年間延長し、総支給期間を2026年4月～2028年3月の2年間とすることが可能です。延長手続きについては、採用通知の際にご案内いたします。なお、ご提出いただく書類は以下のとおりです。

- (1) 給付期間延長申請書 ※採用決定後速やかにご提出ください
- (2) 進級または進学を確認できるもの ※確定後、2027年4月10日までに
なお、留年した場合は延長不可です

7 給付方法

奨学生本人名義の日本国内金融機関口座に振込

※金融機関休業日にあたる場合は、前営業日

4月～7月分(4ヶ月分)

7月末日

8月以降

当月分を毎月末

スケジュール

2025年12月	募集要項ホームページ公開 ↓学内応募・選考期間
2026年5月15日	指定校より財団への推薦期限
2026年6月末	選考結果発送 ※各校奨学金担当部署及び学生本人
2026年7月20日	「奨学金振込口座届出書」返送 ※期限厳守
2026年7月末 以降、毎月末	第1回振込(4月～7月の4か月分を給付) 当月分を振込

応募書類

- (1) 願書(当財団指定様式) → **申請時は写真の貼付不要**
- ~~(2) 推薦書(当財団指定書式または大学専用書式も可)~~ **申請時は提出不要**
- (3) 小論文(当財団指定様式)
テーマ: ご自身でテーマを決め、それについて論じてください。
- (4) 生計維持者(原則、父母両方)の令和7年度(令和6年分)所得課税証明書(コピー可)**
※記載省略のないもの

応募方法

指定校奨学金担当部署経由

※2026年度の指定校は当財団ホームページに掲載します。

財団URL <https://www.knc-hirose.or.jp>

※学生本人ならびに保護者の方からの直接のお問い合わせ・応募は受け付けておりません。
必ず大学の窓口を通じて連絡・応募ください。

※学内選考については、奨学金担当部署にお問い合わせください。

応募期限

2026年2月27日(金)

提出先: 学生生活支援課奨学金担当窓口
医・創造工・農学部の学生係・学務係でも取り次ぎ可。

選考方法

指定校における一次選考及び当財団が設置する選考委員会における二次選考からなる二段階選考とし、理事会において最終決定いたします。なお、二次選考は書類審査とし、面接は予定しておりません。

結果通知

2026年6月末、選考結果を各校奨学金担当部署及び学生本人へ通知いたします。

採用決定後の提出書類

採用通知の際に「奨学金振込口座届出書」、「給付期間延長申請書」その他事務手続きに関する書類一式及び返信用のレターパックを送付します。提出期限までに通帳の写し(口座番号の確認できるもの)とともにレターパックで返送ください。発送後、当財団事務局へeメールでご連絡ください。

財団活動等への参加のお願い

夏季休暇期間中に1回、奨学生交流会の開催を予定しております。積極的に参加してください。

異動届出

次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡してください。

- (1) 休学、復学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処罰を受けたとき
- (3) 氏名、住所、メールアドレス、その他重要事項等に変更を生じたとき

奨学金の給付停止または打ち切り

1. 給付停止

下記の事由が発生した場合は、奨学金の給付を停止します。受給期間内に解消しない場合は、受給権利を喪失します。

- (1) 休学した場合
- (2) 当財団に対し指定された書類を提出しない場合
尚、留年した場合においては、当該年度中は給付いたしますが、2年目の延長は認められません。

2. 給付打ち切り

以下の事由の場合は、受給権利を喪失し、給付を打ち切ります。

- (1) 奨学金の申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 退学した場合

除名処分

以下の事由の場合は、除名処分とします。

- (1) 反社会的勢力との関わりが判明した場合
- (2) 停学などの処罰を受けた場合
- (3) 当財団の信用を害した場合
- (4) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

個人情報の取り扱いについて

提出いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して適切に管理・取り扱い致します。財団ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認の上、応募ください。

FAQ

よくある質問については、財団ホームページFAQをご確認ください。

書類送付先(指定校奨学金ご担当者様専用)

〒650-0047 神戸市中央区港島南町7-1-19

公益財団法人KNC広瀬財団 事務局

電話：070-1238-7383